

# 平成30年度 受動喫煙に関する県民意識調査

静岡県健康福祉部健康増進課

平素より、静岡県の保健医療行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
県では、県民の皆様の受動喫煙の状況やお考えを把握し、今後の受動喫煙防止対策推進の基礎資料とするため、今般アンケート調査を実施することとしました。

今回、調査をお願いする3,000人の方は、各市町の選挙人名簿より無作為に抽出し、調査票を送付させていただいております。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、皆様のご回答は、個人が特定されることはなく、本調査以外に使用することは一切ございません。

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課総合健康班

電 話：055-973-7002

ファックス：055-973-7010

E-mail：kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

～ご記入にあたってのお願い～

- (1) この調査はあなた（宛名の方）ご自身がご記入ください。
- (2) ただし、宛名の方が不在の場合は、家族のどなたか成人の方1人が代わってご記入ください。
- (3) お答えは、問1から順に、質問ごとに用意した答の中からあなたのお考えに当てはまる番号に○印をつけてください。「その他」に当てはまる場合は、( )内に具体的内容をご記入ください。
- (4) 一部の方だけに答えていただく質問もありますが、その場合は(→)で示したり、説明を加えてありますので、指示に従ってお答えください。
- (5) ご記入は、どんな筆記用具でもかまいません。
- (6) ご記入が終わりましたら、9月10日(月)までに、同封の返信用封筒に入れて投函してください。(切手は不要です)

問1 あなたの性別を○で囲んでください。

1 男性	2 女性	3 その他
------	------	-------

問2 あなたの年齢を○で囲んでください。

1 20歳代	2 30歳代	3 40歳代
4 50歳代	5 60歳代	6 70歳以上

問3 お住まいの市町はどこですか。

1 下田市	2 東伊豆町	3 河津町	4 南伊豆町	5 松崎町
6 西伊豆町	7 熱海市	8 伊東市	9 沼津市	10 三島市
11 御殿場市	12 裾野市	13 伊豆市	14 伊豆の国市	15 函南町
16 清水町	17 長泉町	18 小山町	19 富士宮市	20 富士市
21 静岡市	22 島田市	23 焼津市	24 藤枝市	25 牧之原市
26 吉田町	27 川根本町	28 磐田市	29 掛川市	30 袋井市
31 御前崎市	32 菊川市	33 森町	34 浜松市	35 湖西市

問4 あなたの主たる仕事（就業）は、どれにあたりますか。

1 会社員・公務員	2 派遣・パート・アルバイト
3 自営業	4 家事専業
5 学生	6 無職

問5 あなたは、たばこ（加熱式たばこも含む）を吸いますか。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| 1 毎日吸っている           | 2 ときどき吸う日がある |
| 3 以前は吸っていたが今は吸っていない | 4 吸わない       |

→ 問5-2 （問5で1又は2と答えた方のみ回答）

あなたは、たばこをやめたいと思いますか。

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 やめたい   | 2 本数を減らしたい |
| 3 やめたくない | 4 わからない    |

→ 問5-3 （問5で1又は2と答えた方のみ回答）

あなたは、たばこを吸うときに気をつけていることはありますか。（〇はいくつでも）

- |  |
|--|
| 1 指定の喫煙場所のみで吸う（路上、家、車中等で吸わない）          |
| 2 禁煙場所では吸わない（禁煙の指定のない路上、家、車中等では吸う）     |
| 3 禁煙場所ではないが、混雑している場所では吸わない             |
| 4 公共的な場所（例：官公庁、教育機関、医療機関、金融機関、駅）では吸わない |
| 5 子どもや妊産婦等がいる場所では吸わない                  |
| 6 周りに食事中の人がいる場所では吸わない                  |
| 7 周囲の了解を得てから吸う                         |
| 8 気をつけていることは特にない                       |
| 9 その他（ ）                               |

問6 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1 知っている | 2 知らない（今回の調査ではじめて知った） |
|---------|-----------------------|

問7 あなたは、受動喫煙が健康へあたえる影響について、どのように思いますか。

- |             |             |         |
|-------------|-------------|---------|
| 1 健康への影響がある | 2 健康への影響はない | 3 わからない |
|-------------|-------------|---------|

<参考> 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」をいいます。副流煙（火のついたたばこの先から立ち上がる煙）には、主流煙（たばこを吸う人が直接吸い込む煙）と比べ、より多くの有害物質が含まれています。

【副流煙に含まれる主な有害物質】※主流煙との比較

- |                 |       |                |        |
|-----------------|-------|----------------|--------|
| ○依存症のある「ニコチン」   | 2. 8倍 | ○発がん物質を含む「タール」 | 3. 4倍  |
| ○体を酸欠にする「一酸化炭素」 | 4. 7倍 | ○有毒ガス「アンモニア」   | 46. 0倍 |

（出典：新版 喫煙と健康〔喫煙と健康問題に関する検討会報告書〕）



問9 受動喫煙防止対策を強化するため、平成30年7月に健康増進法の改正が可決されましたが、あなたは、その内容等についてご存知ですか。

1 知っている	2 知らない(今回の調査ではじめて知った)
---------	-----------------------

<健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化の概要>

「望まない受動喫煙」を防ぐため、屋内は原則禁煙となり、施設等の類型に応じて一定の場所以外の場所における喫煙が禁止されます。(全面施行：2020年4月)

詳細は厚生労働省のHPに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

【HPアドレス】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

区分		喫煙の可否		例外
学校、病院、官公庁		×	敷地内禁煙	屋外に喫煙場所を設置可 (受動喫煙防止措置をとる必要あり)
バス、タクシー、航空機		×	車内(機内)禁煙	
鉄道、船舶		×	原則車内(船内)禁煙	喫煙専用室内
職場、デパート、娯楽施設、ホテル・旅館など(※1)		×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内(※2) ホテル・旅館の客室
飲食店	下記以外	×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内(※2)
	既存小規模店 (客席100㎡以下かつ 資本金5000万円以下)	△	条件付で喫煙可	店頭で「喫煙可能」の表示をする場合は、喫煙可

※1 多数の方が利用する施設は、例示したもの以外の施設も規制対象になり、プライベートスペースを除き屋内は、原則禁煙になります。

※2 加熱式たばこについては、当分の間、専用の喫煙室内で飲食可(通常のたばこは飲食不可)

問10 健康増進法の改正内容について、受動喫煙対策としてどのように感じていますか。

1 十分である	2 不十分である	3 その他( )
---------	----------	----------

問10-2 (問10で2と答えた方のみ回答)

不十分と感じているところは、どんな点ですか。(〇はいくつでも)

<p>1 学校、病院、官公庁で、例外的に屋外に喫煙場所の設置が認められている点</p> <p>2 小規模飲食店は、条件付で喫煙可となっている点</p> <p>3 加熱式たばこは、喫煙室で飲食可となっている点</p> <p>4 その他 ( )</p>	
--	--

問 11 あなたは、受動喫煙防止対策を効果的に進めるために、行政が取り組むことが望ましいと思う対策はどれですか。（〇はいくつでも）

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 たばこをやめたい人への禁煙支援
- 4 未成年者への喫煙防止教育
- 5 健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底
- 6 受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化
- 7 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への経済的支援
- 8 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への技術的支援（実施方法のアドバイス等）
- 9 駅前など公共の場所での喫煙所の整備
- 10 行政が取り組む必要はない
- 11 その他（ ）

問 12 健康増進法の改正により喫煙が規制される施設以外で、禁煙にして欲しい施設はありますか。（〇はいくつでも）

- 1 禁煙にして欲しい施設は特にない
- 2 小規模飲食店
- 3 動物園、植物園、水族館、遊園地の屋外部分
- 4 スポーツ等の屋外観覧施設
- 5 屋外の運動施設
- 6 観光施設
- 7 公園
- 8 その他（ ）

※2020年4月以降は、プライベートスペースを除き、屋内は原則禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）になります。ただし、既存の小規模飲食店（客席100㎡以下かつ資本金5000万円以下）のみ「喫煙可能」の表示をすれば、喫煙専用室がなくても喫煙できます。詳細はP5をご覧ください。

問 13 小規模飲食店に対する喫煙の規制について、あなたはどのように思いますか。  
考えが最も近いものを選んでください。

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規制は不要</li> <li>2 店頭表示を行うことで、禁煙・分煙・喫煙可能は飲食店が選択できるようにする</li> <li>3 酒類を主として提供する店（居酒屋、バー、スナック等）のみ喫煙可とし、<br/>他は原則禁煙とすべき</li> <li>4 従業員がいる店は原則禁煙とすべき</li> <li>5 業種等を問わず、原則禁煙とすべき</li> <li>6 その他 （</li> </ol> | ） |
|---|---|

問 14 あなたは、飲食店を選ぶ際、喫煙の可否を考慮していますか。

- |          |             |           |
|----------|-------------|-----------|
| 1 考慮している | 2 考慮するときもある | 3 考慮していない |
|----------|-------------|-----------|

問 14-2 （問 14 で 1 又は 2 と答えた方のみ回答）

どのような店を選びたいですか。最も選びたいもの 1 つを選んでください。

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 喫煙可能な店</li> <li>2 禁煙の店</li> <li>3 分煙されている店</li> <li>4 その他 （</li> </ol> | ） |
|---|---|

問 15 あなたは、飲食店等の入口に喫煙の可否（禁煙、分煙、喫煙可等）の表示があれば、利用をする際、入店するかどうかの参考にしますか。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 参考にする | 2 参考にしない |
|---------|----------|

問 16 受動喫煙防止対策について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、9月 10 日(月)までに、同封の返信用封筒に入れて投函してください。(切手は不要です)

＜参考＞ 静岡県の受動喫煙等の現状

○習慣的喫煙者の割合 (国民生活基礎調査より)

低下傾向にありますが、依然として約 2 割の方が喫煙しています。

また、地域別では、県中西部に比べ、県東部が習慣的喫煙者の割合が高い傾向にあります。

	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
男 性	47.0%	40.0%	36.7%	34.0%	31.6%
女 性	14.2%	11.4%	10.9%	10.8%	9.4%
総 計	30.0%	25.4%	23.4%	21.9%	20.1%
【参考】全国総計	29.8%	27.3%	24.1%	21.9%	20.2%

○受動喫煙の機会を有する者の割合 (健康に関する県民意識調査等より)

低下傾向にありますが、職場や飲食店などでは、依然として多くの非喫煙者が受動喫煙の被害にあっています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	全国 (平成 27 年度)
飲 食 店	51.3%	47.1%	46.2%	44.7%	41.4%
職 場	34.6%	33.5%	32.7%	29.3%	30.9%
行政機関	13.4%	10.9%	7.2%	11.0%	6.0%
医療機関	9.3%	8.2%	3.3%	10.2%	3.5%
家 庭	8.4%	8.0%	7.1%	6.4%	(不明)



# 平成30年度 受動喫煙に関する飲食店実態調査

静岡県健康福祉部健康増進課

平素より、静岡県の保健医療行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
県では、飲食店における受動喫煙防止対策の現状やお考えを把握し、今後の受動喫煙防止対策推進の基礎資料とするため、今般アンケート調査を実施することとしました。

今回、調査をお願いする3,000施設は、タウンページデータベースより無作為に抽出し、調査票を送付させていただいております。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、皆様のご回答は、個人が特定されることはなく、本調査以外に使用することは一切ございません。

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課総合健康班

電話：055-973-7002

ファックス：055-973-7010

E-mail: kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

～ご記入にあたってのお願い～

- (1) この調査は施設の管理者または責任者の方がご記入ください。
- (2) 複数のお店をお持ちの場合でも、調査票をお送りしたお店についてお答えください。
- (3) お答えは、問1から順に、質問ごとに用意した答の中からあなたのお考えに当てはまる番号に○印をつけてください。「その他」に当てはまる場合は、( )内に具体的内容をご記入ください。
- (4) 一部の方だけに答えていただく質問もありますが、その場合は「⇒」で示したり、説明を加えてありますので、指示に従ってお答えください。
- (5) ご記入は、どんな筆記用具でもかまいません。
- (6) ご記入が終わりましたら、9月10日(月)までに、同封の返信用封筒に入れて投函してください。(切手は不要です)

問1 お店の業種はどれですか。下記から最も近いものを選んでください。

- 1 喫茶店
  - 2 ファミリーレストラン
  - 3 そば・うどん店
  - 4 寿司店
  - 5 上記以外の日本料理店（てんぷら料理、うなぎ料理、かに料理、鍋料理、しゃぶしゃぶ、牛丼など）
  - 6 西洋料理店（フランス料理、イタリア料理）
  - 7 中華料理店（ラーメン店を含む）
  - 8 焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など
  - 9 一般食堂（定食屋など）
  - 10 ファーストフード店
  - 11 お好み焼き店、もんじゃ店
  - 12 料亭
  - 13 小料理店
  - 14 バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ
  - 15 酒場、ビアホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバー）
  - 16 その他上記以外の飲食店（たこ焼き店、甘味処など）
- 具体的に（ )

問2 お店の経営形態はどれですか。

- 1 個人経営
- 2 資本金 5,000 万円以下の中小規模の会社（発行株式の 1/2 以上を大規模会社が所有）
- 3 資本金 5,000 万円以下の中小規模の会社（2を除く）
- 4 資本金 5,000 万円以上の大規模の会社
- 5 その他（ )

問3 お店の従業員（オーナー様を除く）はどれくらいですか。

- |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 5 人 未 満       | 2 5 ～ 10 人 未 満  | 3 10 ～ 15 人 未 満 |
| 4 15 ～ 20 人 未 満 | 5 20 ～ 50 人 未 満 | 6 50 人 以 上      |
| 7 従業員はいない       |                 |                 |

問4 店舗の客席面積は何㎡ですか。

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 10㎡以下    | 2 11～20㎡   | 3 21～30㎡   |
| 4 31～50㎡   | 5 51～75㎡   | 6 76～100㎡  |
| 7 101～150㎡ | 8 151～200㎡ | 9 201～300㎡ |
| 10 301㎡以上  |            |            |

問5 20歳未満のお客様の来店状況を教えてください。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 お客様の大半が20歳未満     | 2 お客様の半数程度が20歳未満 |
| 3 20歳未満のお客様はあまりいない | 4 20歳未満のお客様はいない  |
| 5 その他（ )           |                  |

問6 施設の管理者または責任者（以下「あなた」という。）は、「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。

- 1 知っている                      2 知らない（今回の調査ではじめて知った）

問7 あなたは、受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

- 1 健康への影響がある      2 健康への影響がない      3 わからない

**<参考> 受動喫煙とは**

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」をいいます。  
副流煙（火のついたたばこの先から立ち上がる煙）には、主流煙（たばこを吸う人が直接吸い込む煙）と比べ、より多くの有害物質が含まれています。

【副流煙に含まれる主な有害物質】※主流煙との比較

- |                 |       |                |        |
|-----------------|-------|----------------|--------|
| ○依存症のある「ニコチン」   | 2. 8倍 | ○発がん物質を含む「タール」 | 3. 4倍  |
| ○体を酸欠にする「一酸化炭素」 | 4. 7倍 | ○有毒ガス「アンモニア」   | 46. 0倍 |

（出典：新版 喫煙と健康〔喫煙と健康問題に関する検討会報告書〕）

問8 貴店では、受動喫煙防止対策を行っていますか。

建物内において、利用者等が使用する部分と専ら従業員が使用する部分とで対策が異なる場合には、主として利用者等が使用する部分の対策をお答えください。

また、貴店がビルや地下街の一部を使用している場合は、管理している範囲についてお答えください。

- 1 受動喫煙防止対策を行っている      ⇒ 問8-2～4へ  
（開始時期：      年から実施）
- 2 受動喫煙防止対策を行っていない      ⇒ 問8-5へ（P4）

問8-2 （問8で1と答えた方のみ回答）

貴店の受動喫煙防止対策を次の中から1つ選んでください。

- 1 敷地内を禁煙にしている
- 2 建物内は完全禁煙にしている（喫煙専用室（※1）なし）
- 3 建物内は原則禁煙にしている（喫煙専用室（※1）あり）
- 4 建物内は完全分煙（飲食可）を実施している  
（喫煙室や喫煙フロア（※2）を設置し、たばこの煙が禁煙席に流れないようにしている）
- 5 建物内は、不完全ではあるが分煙を実施している。  
（つい立てで区切ってあるだけ等のため、喫煙席からたばこの煙が禁煙席に流れ出ている）
- 6 昼食時など一定の時間帯は建物内を禁煙にしている。
- 7 その他（                                      ）

※1 喫煙専用室・仕切りなどで区切りたばこの煙の流出防止した、たばこを吸うためだけの場所

※2 喫煙室・喫煙フロア…たばこを吸いながら食事もできる場所

問8-3 (問8で1と答えた方のみ回答)

貴店では、対策実施によるメリットはありましたか。(〇はいくつでも)

1 お客様が増加した
2 売上が増加した
3 客単価が増加した
4 禁煙や分煙に関する苦情が減少した
5 感謝の声が増えた
6 清掃回数や費用が減少した
7 特にない
8 その他(具体的に

問8-4 (問8で1と答えた方のみ回答)

貴店では、対策実施によるデメリットはありましたか。(〇はいくつでも)

1 お客様が減少した
2 売上が減少した
3 客単価が減少した
4 禁煙や分煙に関する苦情が増加した
5 お客様の理解を得るための説明が増えた
6 分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった
7 特にない
8 その他(具体的に

問8-5 (問8で2と答えた方のみ回答)

貴店が対策を実施していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1 お客様や売り上げが減少する恐れがあるため
2 お客様から要望がないため
3 店の面積や構造上、喫煙室などを設けることが困難なため
4 喫煙室などを設ける費用がかかるため
5 受動喫煙防止の対策をしたいが、方法がわからないため
6 受動喫煙防止は、喫煙者のマナーの問題であるため
7 喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため
8 喫煙可能な店として営業したいため
9 本社やチェーン本部などの方針のため
10 過去に禁煙に取り組んだが、お客様の要望により取りやめたため
11 特に理由はない
12 その他(具体的に

問9 貴店では、喫煙の可否（禁煙、分煙、喫煙可等）を表示していますか

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 表示している  | ⇒ 問9-2～5へ |
| 2 表示していない | ⇒ 問9-6へ   |

問9-2（問9で1と答えた方のみ回答）

表示している場所はどこですか。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1 店頭のみに表示    | 2 店内のみに表示（壁、座席、メニュー等） |
| 3 店頭と店内両方に表示 | 4 その他（ ）              |

問9-3（問9で1と答えた方のみ回答）

表示物（ステッカー等）はどこで入手しましたか。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1 自分で作成した          | 2 市販品           |
| 3 所属組合やチェーン本部等から入手 | 4 県や市町など自治体から入手 |
| 5 その他（具体的に         | ）               |

問9-4（問9で1と答えた方のみ回答）

表示によりどのようなメリットがありましたか。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1 お客様が増加した       | 2 売上げが増加した        |
| 3 お客様への説明の手間が減った | 4 喫煙の可否に関する苦情が減った |
| 5 特にない           | 6 わからない           |
| 7 その他（           | ）                 |

問9-5（問9で1と答えた方のみ回答）

表示によりどのようなデメリットがありましたか。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1 お客様が減少した       | 2 売上げが減少した        |
| 3 お客様への説明の手間が増えた | 4 喫煙の可否に関する苦情が増えた |
| 5 特にない           | 6 わからない           |
| 7 その他（           | ）                 |

問9-6（問9で2と答えた方のみ回答）

表示していない理由は何ですか。（〇はいくつでも）

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 表示しなくてもトラブルがないため |   |
| 2 ステッカー等をもっていないため  |   |
| 3 店の雰囲気にな合わないため    |   |
| 4 表示する必要性を感じないため   |   |
| 5 その他（             | ） |

問 10 受動喫煙防止対策を強化するため、平成 30 年 7 月に健康増進法の改正が可決されましたが、あなたは、その内容等についてご存知ですか。

1 知っている	2 知らない (今回の調査ではじめて知った)
---------	------------------------

<健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化の概要>

「望まない受動喫煙」を防ぐため、屋内は原則禁煙となり、施設等の類型に応じて一定の場所以外の場所における喫煙が禁止されます。(全面施行：2020 年 4 月)

飲食店は、2020 年 4 月以降、既存小規模店を除き原則屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）になります。

詳細は厚生労働省のHPに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

【HPアドレス】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

【規制の概要】

区分		喫煙の可否		例外
学校、病院、官公庁		×	敷地内禁煙	屋外に喫煙場所を設置可 (受動喫煙防止措置をとる必要あり)
職場、デパート、娯楽施設、 ホテル・旅館など (※1)		×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内 (※2) ホテル・旅館の客室
飲食店	下記以外	×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内 (※2)
	既存小規模店 (客席 100 ㎡以下かつ資 本金 5000 万円以下)	△	条件付で喫煙可	店頭で「喫煙可能」の表示を する場合は、喫煙可

※1 多数の方が利用する施設は、例示したものの以外の施設も規制対象になり、プライベートスペースを除き屋内は、原則禁煙になります。

※2 加熱式たばこについては、当分の間、専用の喫煙室内で飲食可 (通常のたばこは飲食不可)

【施設の管理権原者の責務】

- 喫煙禁止場所への喫煙器具や設備等の設置禁止
- 喫煙禁止場所で喫煙する人に対して、喫煙の中止等を求めること
- 喫煙場所に 20 歳未満の人を立ち入らせないこと  
＝ 既存小規模店で喫煙可とする場合、20 歳未満の人は入店・雇用できなくなります。
- 喫煙専用室 (又は加熱式たばこ専用の喫煙室) を設ける場合、店頭等への表示
- 既存小規模店で喫煙可とする場合、店頭への表示

【義務違反の場合の措置】

義務違反があった場合は、行政による改善指導を行います。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて、勧告・命令等を行い、それでも改善が見られない場合は、罰則が適用されます。

罰則 (過料) : 20 万円～50 万円以下

問 11 健康増進法の改正内容について、どのように感じていますか。

- |         |            |
|---------|------------|
| 1 賛成である | ⇒ 問 11-2 へ |
| 2 反対である | ⇒ 問 11-2 へ |
| 3 その他(  | )          |

問 11-2 (問 11 で 1、2 と答えた方のみ回答)

賛成又は反対の理由を教えてください。(自由記入)

--

問 12 貴店の法施行(2020年4月)後の受動喫煙防止対策の予定について教えてください。

- |   |
|---|
| 1 敷地内を禁煙にする   |
| 2 建物内は完全禁煙にする(喫煙専用室(※1)なし)  |
| 3 建物内は原則禁煙にする(喫煙専用室(※1)あり)  |
| 4 建物内は完全分煙(飲食可)を実施する<br>(喫煙室や喫煙フロア(※2)を設置し、たばこの煙が禁煙席に流れないようにしている)   |
| 5 建物内は、不完全ではあるが分煙を実施する<br>(つい立てで区切ってあるだけ等のため、喫煙席からたばこの煙が禁煙席に流れ出ている) |
| 6 昼食時など一定の時間帯は建物内を禁煙にする   |
| 7 店頭表示を行い、店内喫煙可とする (既存小規模飲食店のみ選択可)                                  |
| 8 その他(  |

※1 喫煙専用室…仕切りなどで区切りたばこの煙の流出防止した、たばこを吸うための場所

※2 喫煙室・喫煙フロア…加熱式たばこを吸いながら食事もできる場所(通常のたばこは不可)

問 13 貴店として、受動喫煙防止を効果的に進めるために、行政が取り組むことが望ましいと思う対策はどれですか。（〇はいくつでも）

1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
3 たばこをやめたい人への禁煙支援
4 健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底
5 受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化
6 完全禁煙施設の認証や紹介
7 店内の禁煙や分煙等の取組を表示できるよう、ステッカー等の表示物の作成、配布
8 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への経済的支援
9 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への技術的支援（実施方法のアドバイス等）
10 駅前など公共の場所での喫煙所の整備
11 行政が取り組む必要はない
12 その他（ <span style="float: right;">）</span>

問 14 受動喫煙防止対策についてご意見等がありましたらご自由に記載してください。

--

調査のご協力ありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、9月10日（月）までに、同封の返信用封筒に入れて投函してください。（切手は不要です）



# 平成30年度 受動喫煙に関する屋外施設等実態調査

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

平素より、静岡県の保健医療行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

県では、屋外施設等における受動喫煙防止対策の現状やお考えを把握し、今後の受動喫煙防止対策推進の基礎資料とするため、今般アンケート調査を実施することとしました。

今回、調査をお願いする約500施設は、NTTタウンページのデータベース等より抽出し、調査票を送付させていただいております。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答内容について照会させていただく場合がありますので、施設名及び連絡先等を記載してください。結果については統計処理を行い、回答者及び回答施設が特定されることはありません。また、本調査以外に使用することは一切ございません。

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課総合健康班

電話： 055-973-7002

ファックス： 055-973-7010

E-mail: [kenzou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kenzou@pref.shizuoka.lg.jp)

## ～ご記入にあたってのお願い～

- (1) この調査は、施設の管理者または責任者の方がご記入ください。
- (2) 複数の施設をお持ちの場合でも、調査票をお送りした施設についてお答えください。
- (3) お答えは、問1から順に、質問ごとに用意した答えの中からあなたのお考えに当てはまる番号に○印をつけてください。「その他」に当てはまる場合は、( )内に具体的内容をご記入ください。
- (4) 一部の方だけに答えていただく質問もありますが、その場合は「⇒」で示したり、説明を加えてありますので、指示に従ってお答えください。
- (5) ご記入は、どんな筆記用具でもかまいません。
- (6) ご記入が終わりましたら、8月31日(金)までに同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。(切手は不要です)

**問1 貴施設の施設名等を記載してください。業種は別紙資料(黄色い紙)の1から選んでください。**

施設名： \_\_\_\_\_

業種： \_\_\_\_\_ (例(15)遊園地・テーマパーク)

設置者：(会社・組織名) \_\_\_\_\_

管理者：(会社・組織名) \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_



問5-3 (問5で1を選んだ方のみ回答)

貴施設が受動喫煙防止対策に取り組む理由は何ですか。(〇はいくつでも可)

1 利用客の健康を守るため	2 利用客からの要望があったため
3 従業員の健康を守るため	4 従業員からの要望があったため
5 良いサービスを提供するため	6 世界的な動きであるため
7 法令上、義務が課せられるため	8 会社、本部等の方針であるため
9 その他 (	)

問5-4 (問5で1を選んだ方のみ回答)

貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか、次のア～イについて、それぞれ1つずつ選んでください。

ア) 来客数

1 増えた	2 やや増えた	3 やや減った	4 減った	5 変化なし	6 わからない
-------	---------	---------	-------	--------	---------

イ) 利用客の反応

1 良い	2 やや良い	3 やや悪い	4 悪い	5 変化なし	6 わからない
------	--------	--------	------	--------	---------

問6 貴施設は、来客者が認識しやすい場所に、喫煙環境(禁煙、分煙又は喫煙可)の標識を掲示していますか。

1 掲示している	2 掲示していない
----------	-----------

問7 貴施設は、今後どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合も、当てはまる選択肢を選んでください。)

(1) 屋内における受動喫煙防止対策

1 完全禁煙とする。	
2 喫煙専用室(※1)を設置する。	
3 喫煙室や喫煙フロア(※2)を設置する。	
4 屋内における受動喫煙防止対策に取り組む予定はない。(屋内は全て喫煙可とする。)	
5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である。	
6 その他 (	)

※1 仕切りなどで区切りたばこの煙の流出を防止した、喫煙するためだけの場所

※2 仕切りなどで区切りたばこの煙の流出を防止した、喫煙しながら食事等もできる場所

(2) 屋外における受動喫煙防止対策(喫煙専用場所・喫煙所の定義は問5-2(2)を参照)

1 完全禁煙とする。	
2 喫煙専用場所(※1 問7(1)の※1と同義)を設置する。	
3 喫煙所(※2)を設置する。	
4 屋外における受動喫煙防止対策に取り組む予定はない。(屋外は全て喫煙可とする。)	
5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である。	
6 その他 (	)

※2 灰皿を設置しているだけ等のため、たばこの煙が拡散している場所

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組む上で、想定される課題は何ですか。(〇はいくつでも可)

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 利用客や売上の減少       | 2 利用客とのトラブルの増加      |
| 3 喫煙所や分煙設備を設置する費用 | 4 喫煙所等を設置するスペースや構造  |
| 5 本部等との調整         | 6 施設の外(例:駐車場)での喫煙増加 |
| 7 特に課題はない         |                     |
| 8 その他( )          |                     |

問9 あなたは、今後の受動喫煙防止対策について、行政にどのようなことを期待しますか。(〇はいくつでも可)

- |   |
|---|
| 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発                 |
| 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発                      |
| 3 たばこをやめたい人への禁煙支援                         |
| 4 健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底                      |
| 5 受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化 ⇒ <u>問9-2へ</u>     |
| 6 完全禁煙施設の認証や紹介                            |
| 7 店内の禁煙や分煙等の取組を表示できるよう、ステッカー等の表示物の作成、配布   |
| 8 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への経済的支援              |
| 9 施設管理者等が実施する受動喫煙防止対策への技術的支援(実施方法のアドバイス等) |
| 10 駅前など公共の場所での喫煙所の整備                      |
| 11 行政が取り組む必要はない                           |
| 12 その他( )                                 |

問9-2 (問9で5と答えた方のみ回答)

あなたは、受動喫煙防止の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。ご自由に記載してください。

--

ご協力ありがとうございました。

ご記入が終わりでしたら、8月31日(金)までに同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。(切手は不要です)

## 別紙資料

### 1. 問1関連

<業種> 下記より選択してください。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 競輪          | (2) 競艇          |
| (3) オートレース      | (4) 野球場         |
| (5) サッカー場       | (6) ゴルフ場        |
| (7) テニスコート      | (8) ゴルフ練習場      |
| (9) オートテニス      | (10) バッティングセンター |
| (11) スキー・スノボ場   | (12) ボート場       |
| (13) マリーナ       | (14) 乗馬クラブ      |
| (15) 遊園地・テーマパーク | (16) キャンプ場      |
| (17) 公園         | (18) 動物園        |
| (19) 植物園        | (20) 水族館        |

### 2. 問3関連

<参考> 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」をいいます。

副流煙（火のついたたばこの先から立ち上がる煙）には、主流煙（たばこを吸う人が直接吸い込む煙）と比べ、より多くの有害物質が含まれています。

【副流煙に含まれる主な有害物質】※主流煙との比較

- |                 |       |                |        |
|-----------------|-------|----------------|--------|
| ○依存症のある「ニコチン」   | 2. 8倍 | ○発がん物質を含む「タール」 | 3. 4倍  |
| ○体を酸欠にする「一酸化炭素」 | 4. 7倍 | ○有毒ガス「アンモニア」   | 46. 0倍 |

### 3. 問4関連

#### <健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化の概要>

「望まない受動喫煙」を防ぐため、施設等の類型に応じて一定の場所以外の場所における喫煙が禁止されます。(全面施行：2020年4月)

詳細は厚生労働省のHPに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

【HP】<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

区分		喫煙の可否		例外
学校、病院、官公庁		×	敷地内禁煙	例外的に、屋外に喫煙場所を設置可 (受動喫煙防止措置をとる必要あり)
バス、タクシー、航空機		×	車内(機内)禁煙	
鉄道、船舶		×	原則車内(船内) 禁煙	喫煙専用室内
職場、デパート、娯楽施設、ホテル・旅館など (※1)		×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内(※2) ホテル・旅館の客室
飲食店	下記以外	×	原則屋内禁煙	喫煙専用室内(※2)
	既存小規模店 (客席100㎡以下 かつ資本金500万円以下)	△	条件付で喫煙可	店頭で「喫煙可能」の表示をする場合は、喫煙可

※1 多数の方が利用する施設は、例示したもの以外の施設も規制対象になり、プライベートスペースを除き屋内は、原則禁煙になります。

※2 加熱式たばこについては、当分の間、専用の喫煙室内で飲食可(通常のたばこは不可)

#### <屋外における受動喫煙防止対策>

施設の管理権原者が喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務が規定されました。